

# 平成20年度 市・県民税が税制改正により変わりました

## ① 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）が創設されました

税源移譲により、所得税が減額となり、住宅ローン控除額が減少する場合があります。平成11年～18年までに入居したかたに限り、税負担の変動が生じないように、今まで所得税から控除されていた分については、申告により翌年度の市・県民税（所得割）から控除する経過措置が設けられました。

なお、この制度は平成20年度～28年度までの市・県民税に適用されます。

## ② 地震保険料控除が創設されました

従来の損害保険料控除が改組され、新たに地震保険料控除が創設されました。ただし、経過措置として平成18年末までに締結した長期損害保険契約（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）に基づき支払った保険料については、従前の損害保険料控除が適用になります。

## ③ 老年者非課税措置廃止に伴う経過措置がなくなりました

平成18年度の老年者非課税制度の廃止に伴い、急激な負担増を緩和するため、平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下のかたの市・県民税については2年間の軽減措置（平成18年度は1/2、平成19年度は1/3に減額）がありましたが、平成20年度からこの軽減措置がなくなりました。

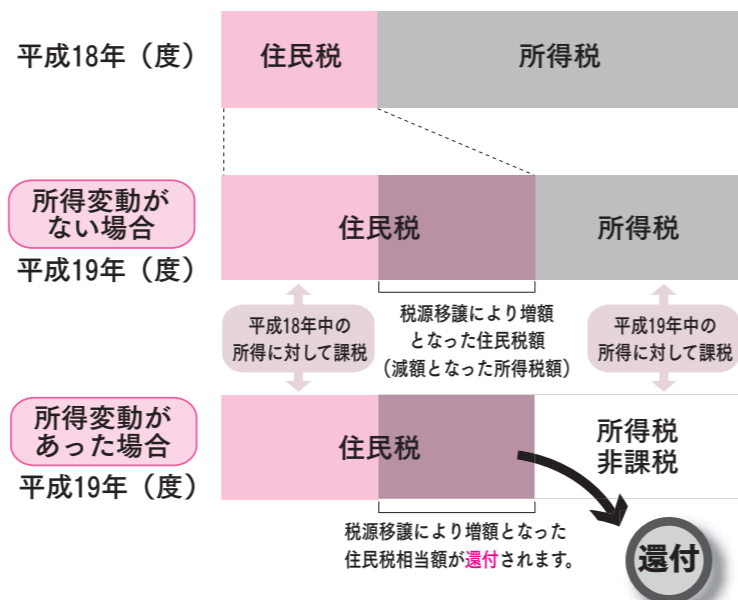
## ④ 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置が設けられました

退職などで平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が掛からなくなった場合については、平成19年度の市・県民税で負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができません。この問題を解消するため、平成19年度市・県民税を税源移譲前の税率で計算した税額まで減額する措置が設けられました。

対象 次の①および②に該当するかた

- ①平成19年度市・県民税の課税所得金額（申告分離課税分の所得を除く）  
> 所得税（平成18年分）との人的控除額の差の合計額
- ②平成20年度市・県民税の課税所得金額（申告分離課税分の所得を含む）  
≤ 所得税（平成19年分）との人的控除額の差の合計額

対象者には、後日、「市・県民税減額申告書」を郵送しますので、7月1日(火)～31日(木)までに平成19年1月1日現在の住所地の市区町村（平成19年度の住民税の課税地）に申告してください。



### 問い合わせ

市民税課 ☎ 574 - 6637  
川本税務課 ☎ 583 - 2782

岡部税務課 ☎ 585 - 2215  
花園税務課 ☎ 584 - 1124

# 叙勲受章 おめでとうございます

## 春の叙勲受章者



瑞宝単尖章  
〈防衛業務功労〉  
小林沖司氏  
(針ヶ谷・61歳)  
元防衛技官



瑞宝単尖章  
〈更生保護功労〉  
小林嘉津男氏  
(岡・70歳)  
現保護官



瑞宝双尖章  
〈社会福祉功労〉  
岡田清氏  
(戸森・77歳)  
元民生・児童委員



瑞宝小綬章  
〈検察官功労〉  
松本基氏  
(田中・78歳)  
元東京区検察庁副検事

## 危険業務従事者叙勲受章者



瑞宝単尖章  
〈防衛功労〉  
田中宗造氏  
(人見・61歳)  
元3等空尉



瑞宝単尖章  
〈警察功労〉  
澁谷昌治氏  
(宿根・75歳)  
元埼玉県警部補



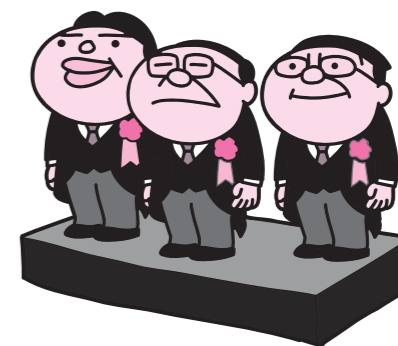
瑞宝双尖章  
〈警察功労〉  
古郡伊一氏  
(上野台・75歳)  
元埼玉県警視



瑞宝単尖章  
〈防衛功労〉  
渡邊秀氏  
(西大沼・61歳)  
元3等空尉



瑞宝単尖章  
〈警察功労〉  
早坂八郎氏  
(稲荷町北・74歳)  
元埼玉県警部補



このほど内閣府から、春の叙勲および危険業務従事者叙勲の受章者が4月29日(昭和の日)に発令されました。市内からは、多年にわたり各分野で活躍、貢献された9人のかたがたが受章の荣誉に輝かれました。

※年齢は発令日を基準としています。

## 道路交通法の一部が改正 (平成20年6月1日施行)

### 後部座席シートベルト着用義務化!!

車の運転者は後部座席の同乗者についてもシートベルトを着用させなければなりません。

普通自転車の歩道通行のルールが変更になります。

「普通自転車通行可」の歩道以外でも13歳未満の子どもが運転する場合などは、自転車の歩道通行が可能になります。

13歳未満の子どもが自転車に乗車するとき、保護者は子どもにヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

① 自転車に乗車するときとは：  
② 補助いすなどで同乗させるとき

75歳以上のドライバーに高齢運転者(もみじ)マークの表示が義務付けられます。

聴覚に障害のあるかたの普通免許取得可能範囲が拡大されます。ただし、車両にワイドミラーを装着することなどを条件とします。また、聴覚障害者マークの表示が義務付けられます。なお、聴覚障害者マークを表示した車への幅寄せや割り込みは禁止となります。



重度聴覚障害者が運転する車に表示するマーク

### 問い合わせ

- 生活道路パトロール課 ☎ 574 - 8861
- 深谷警察署交通課 ☎ 575 - 0110
- 寄居警察署交通課 ☎ 581 - 0110